

東京都障害者グループホーム説明会

障害者グループホーム事業

《令和5年度版》

令和6年2月

東京都福祉局障害者施策推進部
地域生活支援課居住支援担当

～ 目 次 ～

1	グループホーム制度の変遷、障害者支援の基本理念……………	P	1	9	職員の役割及び業務内容など……………	P	9
2	障害者グループホームとは……………	P	2	9-2	管理者、サービス管理責任者等の兼務について…	P	10
3	利用者・事業者と関係機関……………	P	3	9-3	サービス管理責任者の実務経験早見表……………	P	11
4	グループホームの類型について……………	P	4	9-4	サービス管理責任者の要件となる実務経験について	P	12
5	サテライト型住居の概要……………	P	5	9-5	サービス管理責任者及び児童発達支援管理責任者研修の見直しについて	P	14
6	東京都が定めるグループホームの2つの類型……………	P	6	10	グループホームの建物及び設備基準等のポイント	P	19
7	事業所等の範囲……………	P	7		キーワード解説……………	P	21
8	グループホームの類型ごとの基準……………	P	8				

●お問合せ先●

○お問合せの内容により、所管部署が異なります。資料3のお問合せ一覧で御確認ください。

○なお、申請、運営、制度などグループホーム全般に関する事項は以下の担当まで御連絡ください。

《申請に関すること》

公益財団法人東京都福祉保健財団
事業者支援部 障害福祉事業者指定室
TEL 03-6302-0286

○個別相談も行っております。来庁希望の場合、事前予約をお願いします。

○受付時間

月曜日から金曜日(土日、祝日を除く)

《運営・制度に関すること》

東京都福祉局障害者施策推進部地域生活支援課居住支援担当
TEL 03-5320-4151
FAX 03-5388-1408
E-mail S1140702@section.metro.tokyo.jp

1 グループホーム制度の変遷

1 障害者施策の移り変わり

戦後、わが国の障害者福祉は、戦災孤児・生活困難者対策として、障害のある人を入所施設等に収容し、指導・訓練することを中心に展開されてきました。これらの施設は市街地から遠く離れた場所に設置されており、入所者は家族や一般社会と関係を築くことが困難な環境におかれていました。

しかし、1970年代になると、障害のある人もない人も、互いに支え合い、地域で生き生きと明るく豊かに暮らしていける社会を目指す「ノーマライゼーション」という理念が支持され始め、少人数で暮らす形態である「グループホーム」の試みが全国各地に広がっていきました。そして、1989年「精神薄弱者地域生活援助事業(知的障害者グループホーム)」として制度化されるに至りました。また、精神障害者についても、生活訓練施設や小規模福祉ホームを経て、都独自の制度としてグループホームが制度化されました。

平成18年10月には、障害者自立支援法が本格施行され、身体障害、知的障害、精神障害といった障害種別ごとに異なる法律に基づいて縦割りでサービスを提供していた従来の仕組みを一元化し、共通の制度の下に障害福祉サービスを提供できる制度に変わりました。また、平成25年4月から「障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律(以下、障害者総合支援法)」が施行され、知的障害、精神障害、身体障害に加え難病患者等も障害福祉サービスの対象となりました。

このような流れの中、グループホームは地域における居住の場として、地域生活への移行を推進する障害者施策の要として位置づけられるようになりました。そして、多様化するニーズに対応するため、平成26年4月からグループホームの制度が改正されることになりました。

2 平成26年4月1日の制度改正について

○ グループホームの一元化

平成25年度までのグループホームは、介護を必要としない者に対し、家事等の日常生活上の支援を提供する『グループホーム(共同生活援助)』と、介護を必要とする者に対し、食事や入浴、排せつ等の介護を併せて提供する『ケアホーム(共同生活介護)』の2つのサービスに分かれていました。このような仕組みのため、これまでのグループホームにおいては、基本的に介護が必要な方を受け入れることができず、入居後に介護が必要となった場合には、本人の希望によらずケアホームや入所施設に転居せざるを得ない状況がありました。また、障害者の高齢化・重度化が進み、介護が必要な障害者のグループホームへの新規入居や、グループホーム入居後に介護が必要となる障害者への対応が必要となりました。

そこで、平成26年度から、ケアホームをグループホームに一元化し、グループホームで提供するサービスを「日常生活の援助等の基本サービス」と「利用者の個々のニーズに対応した介護サービス」の2つとしました。そして、介護サービスの提供については、事業者自らが行う『介護サービス包括型グループホーム』と、外部の居宅介護事業者に委託する『外部サービス利用型グループホーム』のいずれかの形態を事業者が選択できる仕組みとなりました。

これにより、グループホームにおいて、日常生活上の支援に加えて、入浴、排せつまたは食事の介護等のサービスを提供することができるようになりました。

○ サテライト型住居の仕組みを創設

地域生活への移行を目指している障害者や現にグループホームを利用している障害者の中には、共同住居よりも単身での生活を望む方がいます。

そこで、グループホームの新たな支援形態の一つとして本体住居との密接な連携(入居者間の交流が可能)を前提として、一人暮らしに近い形態のサテライト型住居という仕組みができました。これにより、共同生活を営むというグループホームの趣旨を踏まえつつ、一人で暮らしたいというニーズにも応え、地域における多様な住まいの場を増やしていくことが可能になりました。

事業者は、入居者がサテライト型住居を退去し、一般住宅等において、安心して日常生活を営むことができるかどうか、他の障害福祉サービス事業者等との関係者を含め、定期的に検討を行うとともに、当該サテライト型住居に入居してから原則として3年の間に、一般住宅等に移行できるよう、他の障害福祉サービス事業者等との十分な連携を図りつつ、計画的な支援を行うものとなっています。

3 平成30年4月1日の制度改正について

重度化・高齢化に対応できるグループホームの新たな類型として「日中サービス支援型グループホーム」が創設されました。

重度の障害者に対して常時の支援体制を確保することを基本し、運営にあたっては、地方公共団体が設置する協議会等による評価等が必要です。

※都においては、おおむね3年以内に単身生活へ移行できるよう取り組む通過型グループホームを指定し、それ以外のグループホームを滞在型グループホームとして、2つの類型を定めています。

障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律

(基本理念)第1条の2 障害者及び障害児が日常生活又は社会生活を営むための支援は、全ての国民が、障害の有無にかかわらず、等しく基本的人権を享有するかけがえない個人として尊重されるものであるとの理念にのっとり、全ての国民が、障害の有無によって分け隔てられることなく、相互に人格と個性を尊重し合いながら共生する社会を実現するため、全ての障害者及び障害児が可能な限りその身近な場所において必要な日常生活又は社会生活を営むための支援を受けられることにより社会参加の機会が確保されること及びどこで誰と生活するかについての選択の機会が確保され、地域社会において他の人々と共生することを妨げられないこと並びに障害者及び障害児にとって日常生活又は社会生活を営む上で障壁となるような社会における事物、制度、慣行、観念その他一切のものの除去に資することを旨として、総合的かつ計画的に行わなければならない。

2 障害者グループホームとは

1 障害者グループホーム事業の根拠

- 『障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律(障害者総合支援法)』の第5条第17項に「共同生活援助」として次のとおり定められています。
「障害者につき、主として夜間において、共同生活を営むべき住居において相談、入浴、排せつ又は食事の介護その他の日常生活上の援助を行う」

2 居住の場としてのグループホーム

- グループホームは、利用者が地域において共同して自立した日常生活又は社会生活を営むことができるよう支援することが事業の目的です。
- 障害のある方が地域の中で家庭的な雰囲気の下、共同生活を行う住まいの場です。
- そのため、4～5人程度の少人数の障害者が1つのグループホームで互いに支え合って暮らすことが理想とされています。
※障害者の持つ障害特性は多様であるため、利用者の特性に配慮する必要があります。

3 グループホームの利用者像

- 日中、一般就労または生活介護や就労継続支援等のサービスを利用している知的障害者、精神障害者、身体障害者等
- 地域において自立した日常生活を営む上で、食事や入浴等の介護、あるいは相談等の日常生活上の援助が必要な方

《具体的な例》

- ・単身での生活は不安があるため、一定の支援を受けながら地域の中で暮らしたい
- ・一定の介護が必要であるが、施設ではなく、地域の中で暮らしたい
- ・入所施設等を退所して、地域生活へ移行したいが、いきなりの単身生活には不安がある

4 グループホームにおける支援

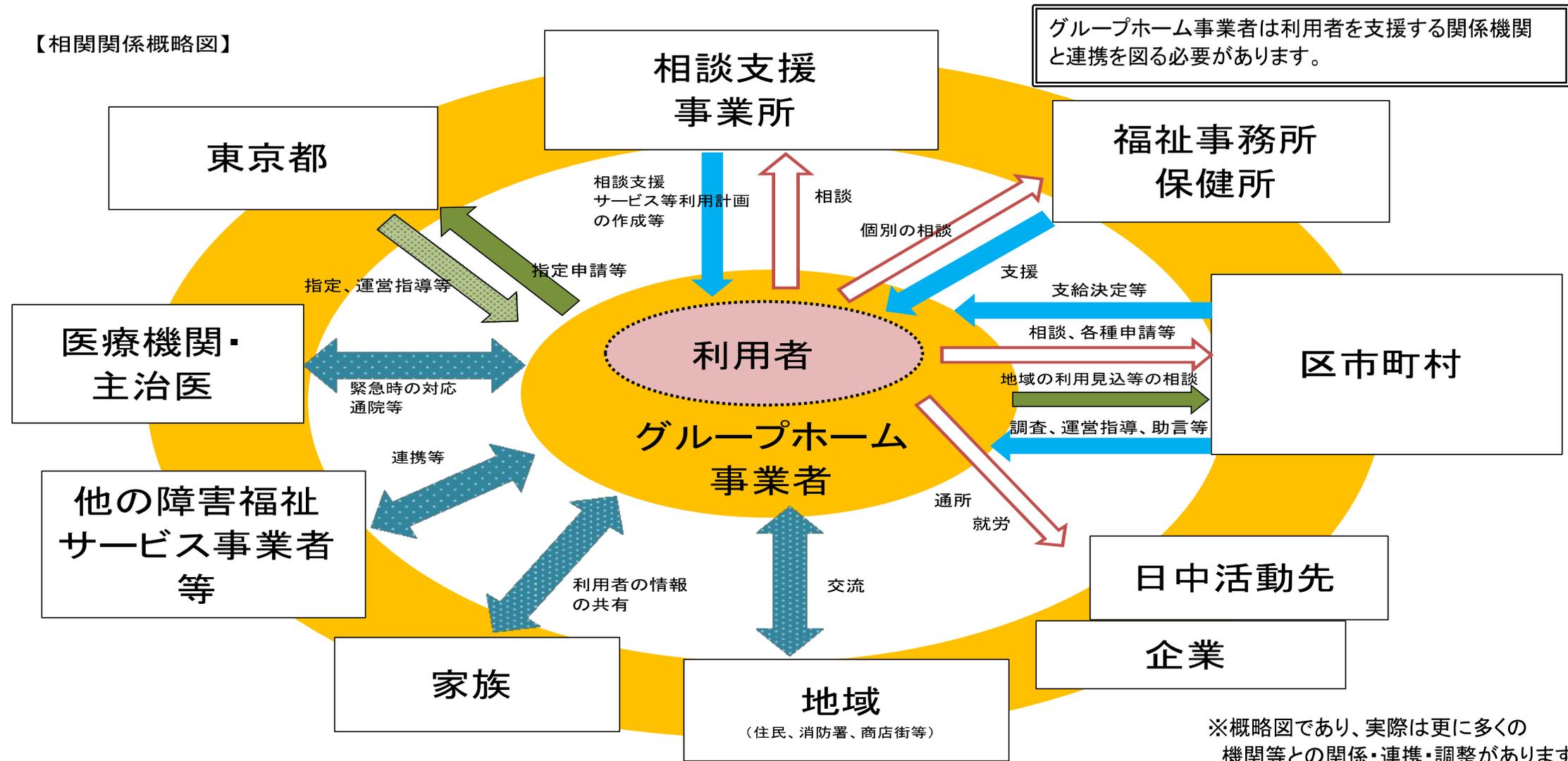
グループホームでは、食事や掃除等の家事支援、日常生活上の相談支援、余暇活動支援、金銭管理、服薬管理、利用者の日中活動先等の関係機関との連絡調整などを行います。また、介護が必要な方には、食事や入浴、排せつ等の介護などを行います。

《例》

- ・掃除・洗濯・・・居室の清掃・整理等、衣類の洗濯・整理等の支援 等
- ・金銭管理・・・利用者の金銭台帳作成の支援、通帳・現金・キャッシュカード・印鑑等の管理、事業者として台帳・記録の作成 等
- ・健康管理・・・健康診断、主治医・MSWとの連携、食事制限のある利用者への支援計画の作成、利用者の通院同行、病気の際の支援 等
- ・服薬管理・・・服薬が必要な利用者への支援計画の作成、処方箋の確認、薬の保管・管理、医療機関等との連携 等
- ・食事援助・・・栄養バランスのとれた食事の提供、献立づくり 等
- ・関係機関等との連絡調整・・・区市町村、通所先、相談支援事業所、病院、保護者等と情報の共有・利用者の課題や状況の把握 等
- ・日常生活・社会生活上の相談・援助

3 利用者・事業者と関係機関等

【相関関係概略図】



- 「東京都」: 都は、法人からの申請に基づき、グループホーム事業者の指定や届け出ている申請内容などの変更手続きを行います。また、グループホーム運営法人に対して運営指導や助言等を行います。グループホーム運営所管である居住支援担当では、地区別に担当を設置しており、グループホームの運営に係る相談などを受けています。**※届出等の相談窓口及び届出先は東京都福祉保健財団です。**
- 「区市町村」: 支給決定の実施主体として、グループホームの利用を希望する障害者に対して、提出された計画案や勘案すべき事項をふまえ、支給決定をし、相談の支援等を行います。給付費等報酬の審査や助成などは、実主体である区市町村が行っています。また、虐待通報の窓口であるとともに、住民に最も身近な行政庁として苦情に対応する機関であることから、グループホーム事業者に対して調査、運営指導、助言を行います。
- グループホーム事業者は、上記相関関係概略図上以外の、居宅介護などの訪問サービス事業所、デイケア事業所、ハローワーク、相談支援センターなどの関係機関と連携する必要があります。

4 グループホームの類型について

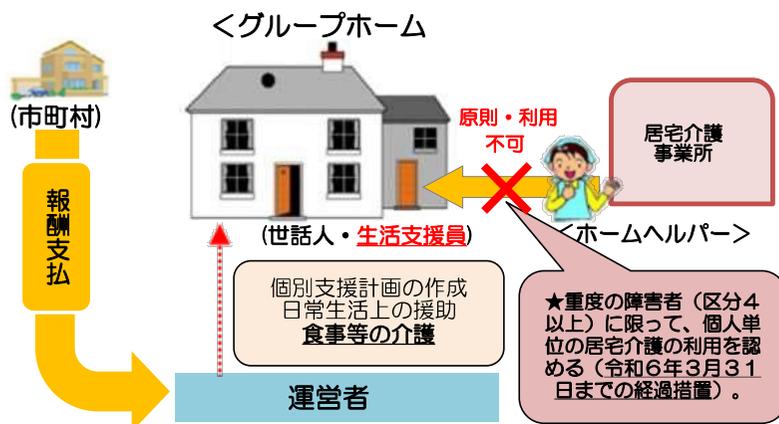
介護サービス包括型 日中サービス支援型【平成30年度創設】※

【サービス内容】

- 家事など日常生活上の援助(基本サービス)を行う
- 生活支援員により、食事や入浴、排せつなど介護サービスを提供

【報酬】

- 基本サービス分+介護サービス分を併せて、利用者の障害支援区分及び人員配置区分に応じて包括的に設定



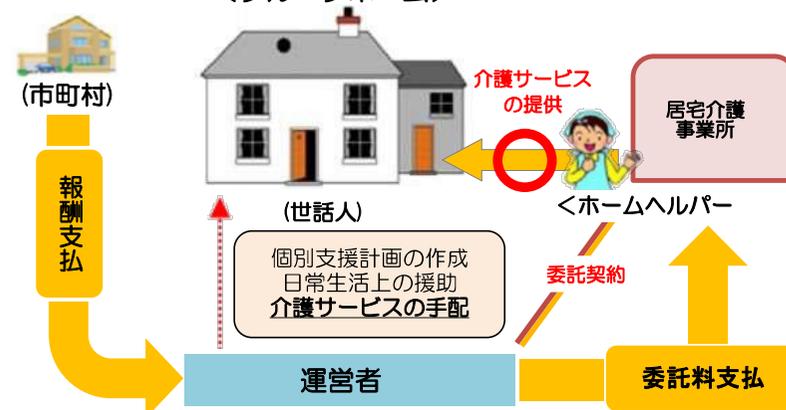
外部サービス利用型

【サービス内容】

- 家事など日常生活上の援助(基本サービス)を行う
- 介護サービスについては、外部の居宅介護事業所に委託
(生活支援員の配置は不要 管理者、サービス管理責任者、世話人は配置が必要)

【報酬】

- 基本サービス分は人員配置区分に応じて設定(障害支援区分による違いはなし)。介護サービス分は<グループホーム>に応じて設定



※ 日中サービス支援型グループホーム(平成30年4月1日制度改正)

重度化・高齢化に対応できるグループホームの新たな類型として「日中サービス支援型グループホーム」が創設されました。重度の障害者に対して常時の支援体制を確保することを基本し、運営にあたっては、地方公共団体が設置する協議会等による評価等が必要です。

事業指定の申請時には、事前に協議会等に対して運営方針や活動内容等を説明し、協議会等の評価を受け、その内容を書面で都に提出してください。

※障害保健福祉関係主管課長会議資料より一部抜粋

5 サテライト型住居の概要

■サテライト型住居

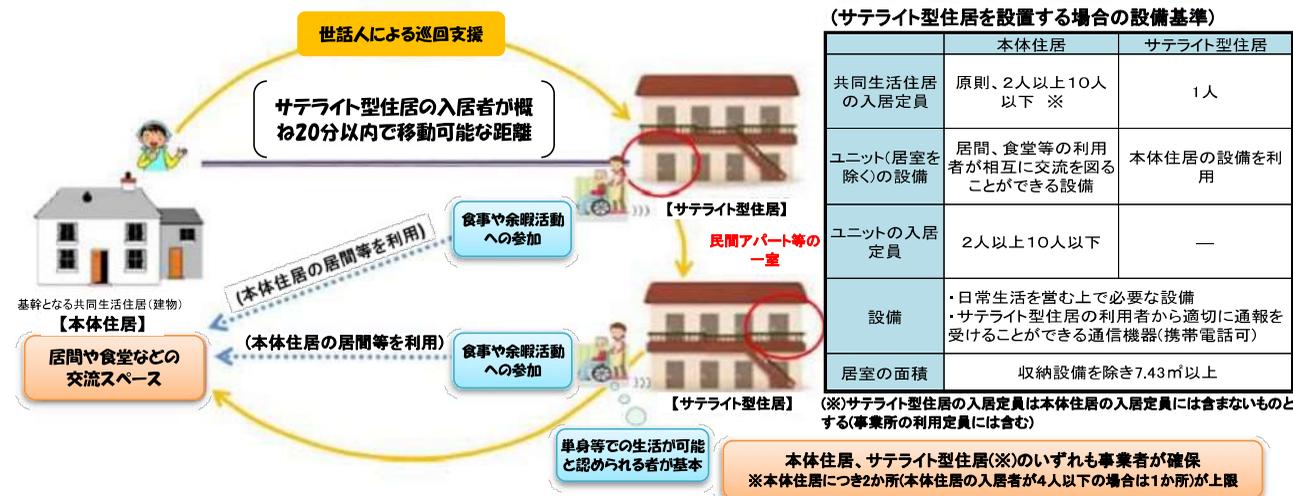
本体住居と密接な連携(入居者間の交流が可能)を前提とした一人暮らしに近いグループホームの支援形態。共同生活を営むというグループホームの趣旨を踏まえつつ、1人で暮らしたいというニーズにも応え、地域における多様な住まいの場を増やしていく観点から創設された。

■設備基準

- 本体住居からサテライト型住居までは、入居者が概ね20分で移動可能な距離(入居者が利用可能な移動手段による)
- 入居定員は1名(夫婦利用不可)
- 一つの本体住居(共同生活住居)に2ヶ所まで設置可能(本体住居の定員が4人以下の場合は、1ヶ所)
- 居室の面積は、収納設備を除き内法で7.43㎡以上
- 風呂、トイレ、洗面所、台所等日常生活を営む上で必要な設備を設ける

■運営基準

- 原則として、1日複数回の訪問を行う(ただし、適切なアセスメントや利用者との合意に基づき、訪問を行わない日があってもよい)
- サテライト型住居の入居定員は、本体住居の定員には含まない(事業所の定員数には含める)
- 居間や食堂などの共有スペースは、本体住居の設備を利用する
- サテライト型住居に入居してから原則3年の間に一般住宅等へ移行できるよう、関係機関との連携を図りつつ、計画的な支援を行う
- 支援が不要になった後も、当該サテライト型住居の契約を事業者から利用者本人に切り替えることで住み慣れた住居で生活し続けることができるよう配慮する



※障害保健福祉関係主管課長会議資料より一部抜粋

6 東京都が定めるグループホームの2つの類型

1 [滞在型グループホーム]

○都内に存在し、障害者総合支援法に基づく東京都知事等の指定を受けているグループホームであって通過型の指定を受けていないもの

2 [通過型グループホーム] ※ サテライト型住居は通過型の指定を受けられない

○都内に存在し、障害者総合支援法に基づき東京都知事等の指定を受けたグループホームであって、次の要件を満たしており、東京都福祉保健局長が指定したもの。

(1) 指定要件

障害者が地域で自立した生活ができるよう、居住の場の提供と日常生活において必要な援助を行うとともに、グループホームから単身生活への移行を図るための取組や援助を行う。単身生活への移行に当たっては、通過型グループホーム運営取組方針(事業計画書)や個別支援計画等により、おおむね3年間で単身生活へ移行できるよう取り組むものとする(入居者が、正当な理由なく長期にわたり利用することはできないものとする)。

(2) 入居定員 1ユニットを基本とし、定員は4人～7人

(3) 人員基準

① 職員等(顧問医は除く。)は、専ら当該グループホームの職務に従事できる者をもって充てる。

② 世話人 → 1名・常勤専従 代替世話人 → 1名以上 顧問医 → 1名

③ 世話人は精神保健福祉士又は社会福祉士等の国家資格を取得している者。

※常勤とは、当該事業所において定められている常勤の従業者が勤務すべき時間数(1週間に勤務すべき時間数が32時間を下回る場合は32時間を基本とする。)に達していること。

(平成29年4月時点で既に通過型の指定を受けているユニットについては、令和2年度以降にこの常勤の考え方を適用する。)

※常勤専従の世話人は、他のユニットや他の業務との兼務は不可であるが、下記において例外的に兼務可能

①管理者及びサービス管理責任者

②当該ユニットおよび同一敷地内にあるユニットの夜間支援員

③当該ユニットと一体的に運営される短期入所事業所の生活支援員

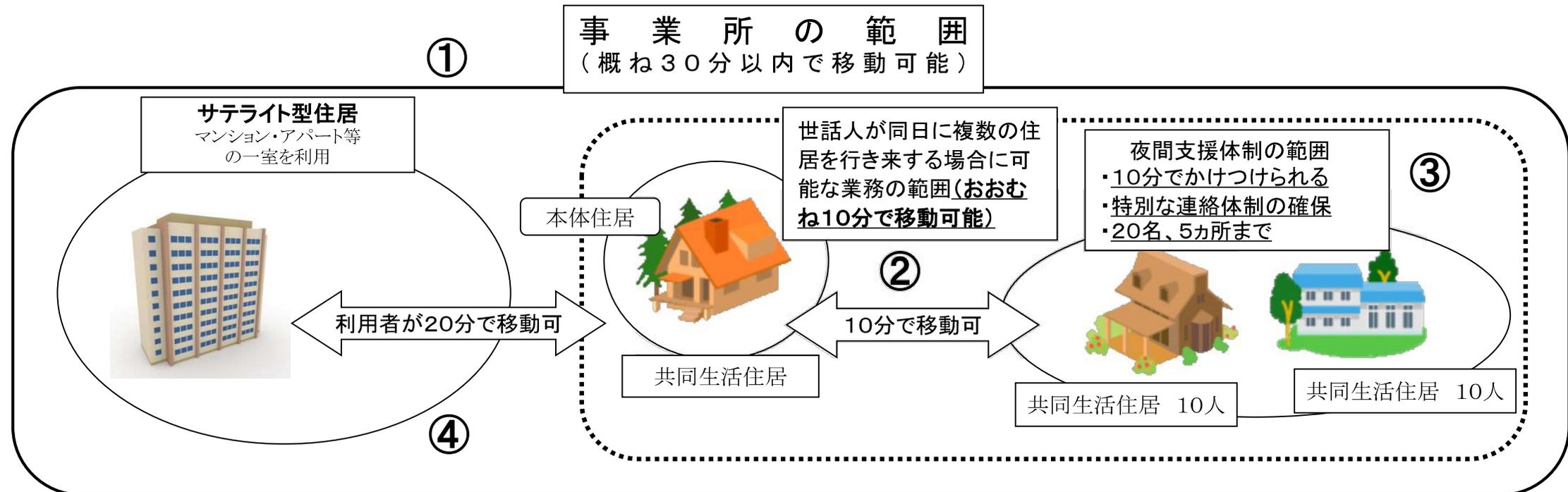
④当該ユニットに併設されている自立生活援助事業所のサービス管理責任者

※①～④は常勤として勤務するべき時間の半分を超える時間を当該ユニットの常勤専従の世話人として勤務する場合に限る。

(4) 設備基準 居室等 + 交流室(1室)

7 事業所等の範囲

番号	項目	考え方	条件等
①	指定事業所の範囲	連絡や往来等の点で、指定事業所としての一体的なサービス提供に支障がない範囲	範囲の目安として、複数の共同生活住居が同一の日常生活圏域にあって、緊急時にサービス管理責任者が適切に対応できるような距離にあること。(運用上、複数の住居は、原則として、主たる事務所から概ね30分以内で移動可能な範囲とする)
②	世話人業務を適切に遂行できる範囲	複数の共同生活援助の利用者の日常生活上の支援を行う上で支障がない範囲	同日に複数の住居を行き来する場合、入居者の日常生活の支援を行う上で支障がないと認められる位置関係にあること。(世話人の業務に着目し、世話人がおおむね10分程度で移動できる範囲にある)
③	夜間支援体制の範囲	利用者が居住する住居について、緊急時に速やかに対処できる距離や位置関係にあるなど、夜間の生活支援上支障がない範囲	<ul style="list-style-type: none"> ○夜間支援従事者の配置場所は、原則利用者が居住するグループホームであること。 ○複数のグループホーム(住居数は5カ所、利用者は20名まで)の夜間支援を行っている場合の配置場所は各グループホームに概ね10分以内にかけてつけることができる地理的条件にあること。 ○入居者からの支援要請を速やかに把握できるよう、配置場所とグループホームとの間で特別な連絡体制(非常通報装置、携帯電話等)が確保されていること。
④	サテライト型住居	本体住居とサテライト型住居の入居者が、日常的に相互に交流が図ることできる範囲	サテライト型住居の入居者が通常の交通手段を利用して、概ね20分以内で移動することが可能な範囲



8 グループホームの類型ごとの基準

	介護サービス包括型グループホーム	日中サービス支援型グループホーム	外部サービス利用型グループホーム	
利用者	<ul style="list-style-type: none"> ● 単身での生活は不安があるため、一定の支援を受けながら地域の中で暮らしたい方 ● 一定の介護が必要であるが、施設ではなく、地域の中で暮らしたい方 ● 施設を退所して、地域生活へ移行したいが、いきなりの単身生活には不安がある方 など 			
サービス内容	<ul style="list-style-type: none"> ● 世話人による、家事など日常生活上の援助 ● 生活支援員による、食事や入浴、排せつなど介護サービスの提供 	<ul style="list-style-type: none"> ● 世話人による、家事など日常生活上の援助 ● 生活支援員による、食事や入浴、排せつなど介護サービスの提供 ● ユニットごとに職員が常時必要 ● 併設型または単独型短期入所を必ず設置 ● 地方公共団体が設置する協議会等からの定期的な評価をうけ、サービスを提供(事前に協議会等の評価を受ける必要がある) 	<ul style="list-style-type: none"> ● 世話人による、家事など日常生活上の援助 ● 生活支援員による介護サービスについては、外部の居宅介護事業所に委託 → 受託居宅介護事業所のホームヘルパーによる介護サービスの提供 	
人員配置基準	管理者	サービス提供に必要な知識及び経験を有する者・常勤1名 (管理上支障がない場合は、当該事業所の他の職務、又は、併設する他の事業所、施設等の職務に従事可能)		
	サービス管理責任者	利用者の数を30で除した数以上	・利用者が30人以下 1人 ・利用者が31～60人以下 2人	
	世話人	常勤換算 ・利用者の数を6で除した数以上 (世話人を「5:1」、「4:1」で配置した場合は報酬に反映)	常勤換算 ・利用者の数を5で除した数以上 (世話人を「4:1」、「3:1」で配置した場合は報酬に反映) ※世話人または生活支援員をユニットごとに常時配置(夜間帯以外)	常勤換算 ・利用者の数を6で除した数以上 (世話人を「5:1」、「4:1」で配置した場合は報酬に反映) ※ 制度改正時に「10:1」の配置であれば当分の間10:1の配置が可能
	生活支援員	常勤換算 ・障害支援区分3の利用者を 9 で除した数 ・障害支援区分4の利用者を 6 で除した数 ・障害支援区分5の利用者を 4 で除した数 ・障害支援区分6の利用者を 2.5 で除した数	の合計数以上	生活支援員の配置は不要 (外部の居宅介護事業所に委託)
	夜間支援従事者	必用に応じて配置(夜勤 または 宿直)	ユニットごとに必ず配置(夜勤)	必用に応じて配置(夜勤 または 宿直)
設備基準	設置場所	住宅地又は住宅地と同程度に利用者の家族や地域住民との交流の機会が確保される地域。 <u>入所施設及び病院の敷地内にあってはならない。</u>		
	最低定員	指定事業所の定員 <u>4名以上</u>		
	居室の定員・面積	本体 住居の居室 … 定員:1名(必要と認められた場合2名も可) 面積:(収納設備を除く) <u>7.43㎡以上(内法)</u> サテライト型住居の居室 … 定員:1名 面積:(収納設備を除く) <u>7.43㎡以上(内法)</u>		
	1共同生活住居あたりの定員	新規に設置する場合 2～10人まで 既存建物を活用する場合 2～20人まで	2～20人まで	新規に設置する場合 2～10人まで 既存建物を活用する場合 2～20人まで
	ユニットの定員	<u>2人以上10人以下</u>		
	その他	居室の他、日常生活を営む上で必要な設備をユニットごとに設けること。 (従業者を含めた事業所関係者が一堂に会せる食堂・居間、台所、便所、洗面設備、浴室、等)		

9 職員の役割及び業務内容など

役割及び業務内容	資格等	勤務条件
<p>管理者</p> <p>【役割】事業所の全体のマネジメント</p> <div style="border: 1px dashed black; padding: 5px;"> <p>【業務内容】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 利用者の安全確保 ・ 防犯、防災対策 ・ 適切な職員配置 ・ 損額賠償に関する業務 ・ 行事、地域交流等の実施 ・ 関係機関との連携 ・ 職場環境の改善 ・ 住居設備の維持管理と環境整備 ・ 計画的な予算執行と運営管理 ・ 事業報告書の提出 ・ 利用者の健康管理(健康診断等) ・ 虐待防止や人権擁護に関する職員教育 ・ 従業員の勤務・評価等の管理 ・ 組織のルール作り <p style="text-align: right;">等</p> </div>	<p>グループホームのサービスを提供するために必要な知識及び経験を有する者</p>	<p>事業所で常勤・専従。ただし、業務に支障がない場合は、兼職可。</p> <div style="border: 1px dashed black; padding: 2px; width: fit-content; margin-top: 10px;"> <p>9-2(10ページ)を参照</p> </div>
<p>サービス管理責任者</p> <p>【役割】利用者支援に係る計画の作成(個別支援計画の作成等) 従業者に対する技術指導・サポート等</p> <div style="border: 1px dashed black; padding: 5px;"> <p>【業務内容】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 利用者に対するアセスメント ・ サービス提供内容の管理 ・ 個別支援計画策定会議の運営 ・ サービス提供記録の管理 ・ 事業所内の支援に係る会議の開催 ・ 管理者への支援状況報告 ・ 個別支援計画の説明と同意 ・ サービス提供プロセスの管理 ・ 従業員の相談・助言 ・ 利用者からの苦情の相談 ・ 支援内容に関連する関係機関との連絡調整 <p style="text-align: right;">等</p> </div>	<p>実務経験・研修を修了していることが必要(場合によっては、資格が必要) ※「サービス管理責任者の要件」(12ページ)を参照</p>	<p>非常勤や兼務も可能</p>
<p>世話人</p> <p>【役割】入居者の直接介助、相談 等 【業務内容】食事の提供、掃除・洗濯・健康管理・金銭管理・服薬管理の援助 日常生活に必要な相談・援助 等</p>	<p>障害者の福祉の増進に熱意があり、障害者の日常生活を適切に支援する能力を有する者</p>	<p>非常勤や兼務も可能</p>
<p>生活支援員</p> <p>【役割】入居者の直接介助 【業務内容】食事や入浴、排せつ等の介助 等</p>		<p>非常勤や兼務も可能 ※外部サービス利用型は不要</p>
<p>夜間支援従事者</p> <p>【役割】夜間及び深夜の時間帯を通じた直接介助 【業務内容】利用者の状況に応じ、就寝準備の確認、寝返りや排せつの支援等のほか、緊急時の対応等を行う。</p>	-	<p>非常勤や兼務も可能 夜間に支援が必要な場合に配置</p>

9-2 管理者、サービス管理責任者等の兼務について

	人員、設備及び運営に関する基準 (平成18年9月29日厚労令171)	人員、設備及び運営に関する基準について (平成18年12月6日障発1206001 厚生労働省社会・援護局障害保健福祉部長通知)	兼務について	勤務表の取扱い
管理者	指定共同生活援助事業所ごとに専らその職務に従事する 常勤 の管理者を置かなければならない。ただし、指定共同生活援助事業所の管理上支障がない場合は、当該指定共同生活援助事業所の他の職務に従事させ、又は他の事業所、施設等の職務に従事させることができるものとする。	〔療養介護の準用〕 ○管理者の専従 原則として、 専ら当該事業所の管理業務に従事するもの。ただし、当該事業所の管理業務に支障が無いときは、他の職務を兼ねることができるものとする。 ア 当該事業所のサービス管理責任者又は従業者としての職務に従事する場合 イ 当該事業所以外の他の指定障害福祉サービス事業所又は指定障害者支援施設等の管理者又はサービス管理責任者若しくは従業者としての職務に従事する場合であって、特に当該事業所の管理業務に支障が無いと認められる場合	○当該GH又は併設されている障害福祉サービス事業所等の従業者であれば兼務可能 ○ 複数の職種を同時並行的に行い、働いたすべての時間について、すべての職種にカウントすることができる。 ○業務に支障がない範囲であれば夜間支援従事者も兼務可能 ○ 法人常勤か否かを問わず、併設されていない事業所(同法人の他GHを含む)は兼務不可	○常勤 ⇒就業規則に定める時間数を勤務する必要がある。 ○複数職種を同時並行的に行う場合は、全職種で業務時間を計上可 (例)世話人兼務の場合、世話人の時間にも計上可
サービス管理責任者	専ら指定共同生活援助事業所の職務に従事する者でなければならない。ただし、利用者の支援に支障がない場合はこの限りではない。	○常勤換算方法により必要な員数の配置が求められるものではないが、サービス管理責任者としての業務を適切に遂行する観点から必要な勤務時間帯が確保されている必要があること。 ○指定共同生活援助事業所におけるサービス管理責任者については、当該指定共同生活援助事業所に置かれる世話人又は生活支援員のいずれかの職務と兼務して差し支えない。ただし、当該指定共同生活援助事業所における入居定員が20人以上である場合には、出来る限り専従のサービス管理責任者を確保するよう努めること。	○どの職種も兼務可能(同日の世話人・生活支援員両方を兼務は不可) ○非常勤でも可 ○常勤換算による配置が求められているわけではないが、30人につき1人配置となっていることを勘案して配置することが望ましい。 ○精神通過型の常勤世話人と兼務する場合は、常勤が勤務すべき時間数の過半数を世話人として勤務することが望ましい。	兼務の場合は、時間数を分けて記載 する。 ⇒サビ管と世話人を兼務 :サビ管としての時間と世話人としての時間を分けて記載 ⇒他事業所のサビ管と兼務 :兼務先の要件を確認し、問題なければ兼務可能
世話人	専ら指定共同生活援助事業所の職務に従事する者でなければならない。ただし、利用者の支援に支障がない場合はこの限りではない。	○指定共同生活援助事業所ごとに、利用者の生活サイクルに応じて一日の活動終了時刻から開始時刻までを基本として、夜間時間帯を設定するものとし、当該夜間時間帯以外の指定共同生活援助の提供に必要な員数を確保するものとする。	○ 原則として専従 (GHの世話人としての勤務時間中はGH専従であること) ○他職種と兼務可能 ○ 通過型の場合は、常勤の世話人が必要。 常勤世話人が当該事業所のサビ管、管理者を兼務することも可能。なお、ここでいう「常勤」は事業所単位ではなくユニット単位で常勤者が勤務すべき時間数に達している場合とする。なお、サビ管と兼務する場合は、常勤が勤務すべき時間数の過半数を世話人として勤務することが望ましい。	兼務の場合は、時間数を分けて記載 する。 ⇒サビ管と世話人を兼務 :サビ管としての時間と世話人としての時間を分けて記載
生活支援員	専ら指定共同生活援助事業所の職務に従事する者でなければならない。ただし、利用者の支援に支障がない場合はこの限りではない。	○指定共同生活援助事業所ごとに、利用者の生活サイクルに応じて一日の活動終了時刻から開始時刻までを基本として、夜間時間帯を設定するものとし、当該夜間時間帯以外の指定共同生活援助の提供に必要な員数を確保するものとする。 ○生活支援員の業務の全部又は一部を他の事業者者に委託することができることを定めた。再委託は認められない。	○ 原則として専従 (GHの生活支援員としての勤務時間中はGH専従であること) ○精神通過型の代替世話人が当該事業所の生活支援員を兼務することは可能。ただし、時間数は区分する必要がある。	兼務の場合は、時間数を分けて記載 する。 ⇒サビ管と生活支援員を兼務 :サビ管としての時間と生活支援員としての時間を分けて記載

用語の定義 (解釈通知 第二 2)	
「常勤」	指定障害福祉サービス事業所等における勤務時間が、当該指定障害福祉サービス事業所等において定められている常勤の従業者が勤務すべき時間数(1週間に勤務すべき時間数が32時間を下回る場合は32時間を基本とする。)に達していることをいうものである。ただし、育児休業、介護休業等育児又は家族介護を行う労働者の福祉に関する法律(平成3年法律第76号)第23条第1項に規定する所定労働時間の短縮措置が講じられている者については、利用者の処遇に支障がない体制が事業所として整っている場合は、例外的に常勤の従業者が勤務すべき時間数を30時間として取り扱うことを可能とする。 また、当該指定障害福祉サービス事業所等に 併設される事業所の職務であって、当該指定障害福祉サービス事業所等の職務と同時に並行的に行われることが差し支えないと考えられるものについては、それぞれに係る勤務時間の合計が常勤の従業者が勤務すべき時間に達していれば、常勤の要件を満たすものであることとする。 例えば、一の指定障害福祉サービス事業者によって行われる指定生活介護事業所と指定就労継続支援B型事業所が併設されている場合、当該指定生活介護事業所の管理者と当該指定就労継続支援B型事業所の管理者とを兼務している者は、これらの勤務時間の合計が所定の時間に達していれば、常勤要件を満たすこととなる。
「専従」 「専ら従事する」	原則として、サービス提供時間帯を通じて指定障害福祉サービス等以外の職務に従事しないことをいうものである。この場合のサービス提供時間帯とは、従業者の指定障害福祉サービス事業所等における勤務時間をいうものであり、当該従業者の常勤・非常勤の別を問わない。

※指定障害福祉サービス事業所等 … 指定障害福祉サービス事業所及び基準該当障害福祉サービス事業所

➡「常勤」の考え方については、令和2年度以降に指定更新または管理者を変更する場合はこの常勤の考え方を適用

9-3 サービス管理責任者の実務経験早見表

業務内容	従事先事業名・従業先施設名	実務経験年数		
		資格無	任用資格等有(※3)	国家資格等有(※4)
A 相談支援業務(※1)	①地域生活支援事業、障害児相談支援事業、身体障害者相談支援事業、知的障害者相談支援事業	通算5年以上	通算5年以上	通算3年以上かつ国家資格等による業務3年以上
	②児童相談所、身体障害者更生相談所、精神障害者社会復帰施設、知的障害者更生相談所、福祉に関する事務所、発達障害者支援センター			
	③障害者支援施設、障害児入所施設、老人福祉施設、精神保健福祉センター、救護施設、厚生施設、介護老人保健施設、地域包括支援センター			
	④障害者職業センター、障害者就業・生活支援センター			
	⑤特別支援学校			
	⑥病院若しくは診療所(ただし、以下の者に限る) 社会福祉主事任用資格者、訪問介護員2級以上に相当する研修の修了者、国家資格(※4)所有者、A①～⑤での従事・従業期間が1年以上の者			
	⑦その他これらに準ずると都道府県知事が認めたもの			
B 直接支援業務(※2)	①障害者支援施設、障害児入所施設、老人福祉施設、介護老人保健施設、療養病床	通算8年以上	通算5年以上	通算3年以上
	②障害福祉サービス事業、障害児通所事業、老人居宅介護等事業			
	③病院、診療所、薬局、訪問看護事業所			
	④子会社、障害者の雇用の促進等に関する法律第49条第1項第6号に規定する助成金の支給を受けた事業所			
	⑤特別支援学校			
	⑥その他これらに準ずると都道府県知事が認めたもの			

※1 相談支援業務

身体上若しくは精神上の障害があること又は環境上の理由により日常生活を営むのに支障がある者の日常生活の自立に関する相談に応じ、助言、指導その他の支援を行う業務

※2 直接支援業務

身体上若しくは精神上の障害があることにより日常生活を営むのに支障がある者につき、入浴、排せつ、食事その他の介護を行い、並びにその者及びその介護者に対して介護に関する指導を行う業務、その他職業訓練又は職業教育に係る業務

※3 任用資格等有

社会福祉主事任用資格者、訪問介護員2級以上に相当する研修の修了者、保育士、児童指導員任用資格者、精神障害者社会復帰指導員任用資格者

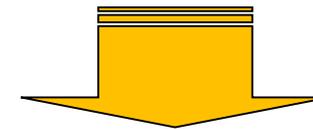
※4 国家資格等有

以下の国家資格等による業務に3年以上従事している者

医師、歯科医師、薬剤師、保健師、助産師、看護師、准看護師、理学療法士、作業療法士、社会福祉士、介護福祉士、視能訓練士、義肢装具士、歯科衛生士、言語聴覚士、あん摩マッサージ指圧師、はり師、きゅう師、柔道整復師、管理栄養士、栄養士、精神保健福祉士

サービス管理責任者の変更において、後任者の実務経験が足りないケースが多く見受けられます。

サービス管理責任者の実務経験については、念入りに確認してください。



「個別支援計画未作成」
または、
「サービス管理責任者欠如」

⇒ 報酬減算の対象になり得ます

実務経験の年数を満たしている方を雇用することが厳しい状況かと思いますが、円滑な事業運営のためご協力ください。

9-4 サービス管理責任者の要件となる実務経験について

サービス管理責任者の要件となる実務経験とは、

- 第1及び第2の期間が通算して5年以上であること ○ 第3の期間が通算して8年以上であること
○ 第1から第3までの期間が通算して3年以上かつ第4の期間が通算して3年以上であること のいずれかとする。

なお、以下「法」とは、障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律をいう。

<詳細>

平成18年9月29日厚生労働省告示第544号

平成31年3月29日厚生労働省告示第109号 参照

第1 次の①から⑦に掲げる者が、**相談支援の業務**(身体上若しくは精神上の障害があること又は環境上の理由により日常生活を営むのに支障がある者の日常生活の自立に関する相談に応じ、助言、指導その他の支援を行う業務)に従事した期間

- ① ・地域生活支援事業(法第77条第1項及び第78条第1項)の従事者
・障害児相談支援事業(法附則第26条の規定による改正前の児童福祉法第6条の2第1項)の従事者
・身体障害者相談支援事業(法附則第35条の規定による改正前の身体障害者福祉法第4条の2第1項)の従事者
・知的障害者相談支援事業(法附則第52条の規定による改正前の知的障害者福祉法第4条)の従事者
- ② ・児童相談所(児童福祉法第12条第1項)の従業者
・身体障害者更生相談所(身体障害者福祉法第11条第2項)の従業者
・精神障害者社会復帰施設(法附則第46条の規定による改正前の精神保健及び精神障害者福祉に関する法律第50条の2第1項)の従業者
・知的障害者更生相談所(知的障害者福祉法第12条第2項)の従業者
・福祉に関する事務所(社会福祉法第14条第1項)の従業者
・発達障害者支援センター(発達障害者支援法第14条第1項)の従業者
- ③ ・障害者支援施設の従業者
・障害児入所施設(児童福祉法第7条第1項)の従業者
・老人福祉施設(老人福祉法第5条の3)の従業者 **※通所介護、短期入所生活介護、特別養護老人ホーム、養護老人ホーム、軽費老人ホーム等**
・精神保健福祉センター(精神保健及び精神障害者福祉に関する法律第6条第1項)の従業者
・救護施設及び更生施設(生活保護法第38条第2項、第3項)の従業者
・介護老人保健施設及び介護医療院(介護保険法第8条第28項、第29項)の従業者
・地域包括支援センター(介護保険法第115条の46第1項)の従業者
- ④ ・障害者職業センター(障害者の雇用の促進等に関する法律第19条第1項)の従業者
・障害者雇用支援センターの従業者
・障害者就業・生活支援センター(障害者の雇用の促進等に関する法律第27条第2項)の従業者
- ⑤ ・特別支援学校、盲学校、聾学校、養護学校の従業者
- ⑥ ・病院若しくは診療所(健康保険法第63条第3項)の従業者(社会福祉主事任用資格を有する者(社会福祉法第19条第1項各号のいずれかに該当する者)、訪問介護員(ホームヘルパー)2級以上(現:介護職員初任者研修)に相当する研修の修了者、第4に掲げる資格を有する者並びに第1の①から⑤に掲げる従事者及び従業者としての期間が1年以上の者に限る。)
- ⑦ ・その他これらの者に準ずると都道府県知事が認めた者

第2 次の①から⑥に掲げる者であつて、社会福祉主事任用資格を有する者、訪問介護員(ホームヘルパー)2級以上(現:介護職員初任者研修)に相当する研修の修了者、保育士、児童指導員任用資格者(児童福祉施設の設備及び運営に関する基準第43条第1項各号のいずれかに該当するもの)又は精神障害者社会復帰指導員任用資格者(廃止前の精神障害者社会復帰施設の設備及び運営に関する基準第17条第2項各号のいずれかに該当するもの)(以下「社会福祉主事任用資格者等」という。)が、身体上又は精神上の障害があることにより日常生活を営むのに支障がある者につき、入浴、排せつ、食事その他の介護を行った期間、その者及びその介護者に対して介護に関する指導又は日常生活における基本的な動作の指導、知識技能の付与、生活能力の向上のために必要な訓練その他の支援(以下「訓練等」という。)を行った期間、並びにその訓練等を行う者に対して訓練等に関する指導その他職業訓練又は職業教育に係る業務(以下「**直接支援の業務**」という。)に従事した期間

- ① ・障害者支援施設、障害児入所施設、老人福祉施設、介護老人保健施設、介護医療院の従業者
・病院又は診療所の病室であつて療養病床(医療法第7条第2項第4号)に係る従業者
- ② ・障害福祉サービス事業の従事者
・障害児通所支援事業(児童福祉法第6条の2の2第1項)の従事者
・老人居宅介護等事業(老人福祉法第5条の2第2項)の従事者 **※訪問介護等**
- ③ ・病院若しくは診療所又は薬局(健康保険法第63条第3項)の従業者
・訪問看護事業所(健康保険法第89条第1項)の従業者
- ④ ・子会社(障害者の雇用の促進等に関する法律第44条第1項)の従業者
・助成金(障害者の雇用の促進等に関する法律第49条第1項第6号)の支給を受けた事業所の従業者
- ⑤ ・特別支援学校、盲学校、聾学校、養護学校の従業者
- ⑥ ・その他これらの者に準ずると都道府県知事が認めた者

第3 第2①から⑥に掲げる者であつて、社会福祉主事任用資格者等でないものが、直接支援の業務に従事した期間

第4 医師、歯科医師、薬剤師、保健師、助産師、看護師、准看護師、理学療法士、作業療法士、社会福祉士、介護福祉士、視能訓練士、義肢装具士、歯科衛生士、言語聴覚士、あん摩マッサージ指圧師、はり師、きゅう師、柔道整復師、管理栄養士、栄養士又は精神保健福祉士が、その資格に基づき当該資格に係る業務に従事した期間

注)ここで、1年以上の実務経験とは、業務に従事した期間が1年以上であり、かつ、実際に業務に従事した日数が1年あたり180日以上であることを言うものとする。
例えば、5年以上の実務経験であれば、業務に従事した期間が5年以上であり、かつ、実際に業務に従事した日数が900日以上であることを言う。

注)社会福祉主事任用資格等を有する者による直接支援の業務には、社会福祉主事任用資格等の取得以前の期間を含めることができる。

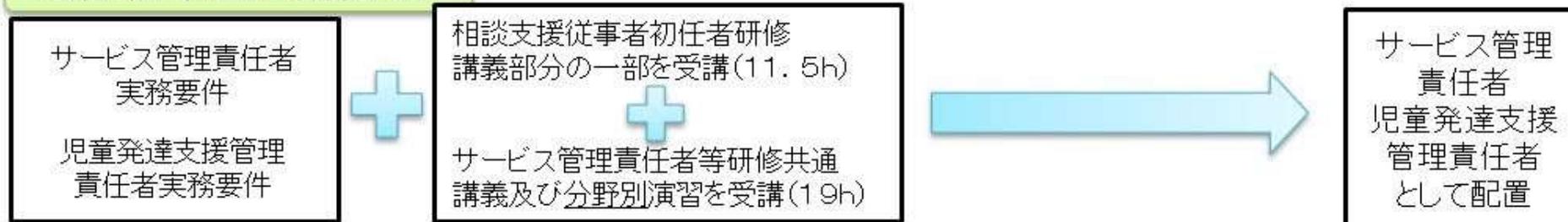
注)国家資格等による業務に通算3年以上従事している者による相談支援の業務及び直接支援の業務は、国家資格等による業務の期間と相談・直接支援の業務の期間が同時期でもよい。

9-5

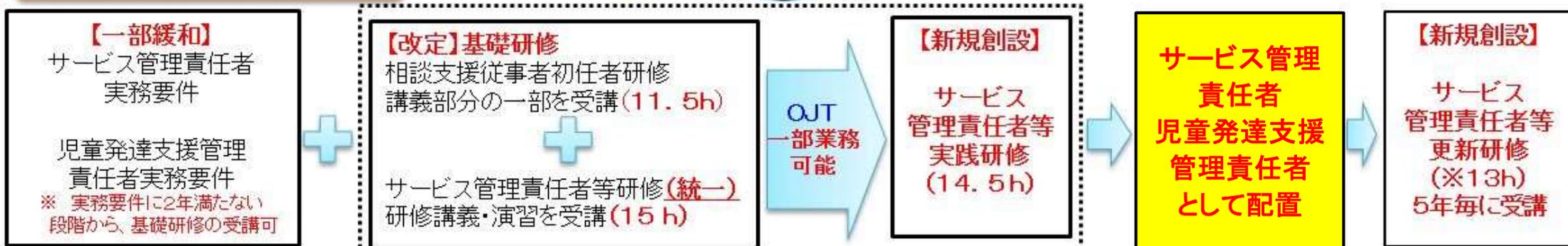
サービス管理責任者・児童発達支援管理責任者研修の見直しについて

- 一定期間毎の知識や技術の更新を図るとともに、実践の積み重ねを行いながら段階的なスキルアップを図ることができるよう、研修を**基礎研修、実践研修、更新研修**と分け、実践研修・更新研修の受講に当たっては、**一定の実務経験の要件(注)**を設定。
※ 平成31年度から新体系による研修開始。旧体系研修受講者は令和5年度末までに更新研修の受講が必要。
- 分野を超えた連携を図るための共通基盤を構築する等の観点から、サービス管理責任者研修の全分野及び児童発達支援管理責任者研修の**カリキュラムを統一し、共通で実施**する。
※ 共通の知識及び技術に加えて各分野等において必要な知識や技術については、新たに専門コース別研修を創設して補完(予定)。
- このほか、**直接支援業務による実務要件を10年⇒8年に緩和**するとともに、基礎研修受講時点において、サービス管理責任者等の一部業務を可能とする等の見直しを行う。
※ 新体系移行時に実務要件を満たす者等について、一定期間、基礎研修受講後にサービス管理責任者等としての配置を認める経過措置を行う。

旧体系(平成30年度まで)



新体系(平成31年度から)



(注)一定の実務経験の要件

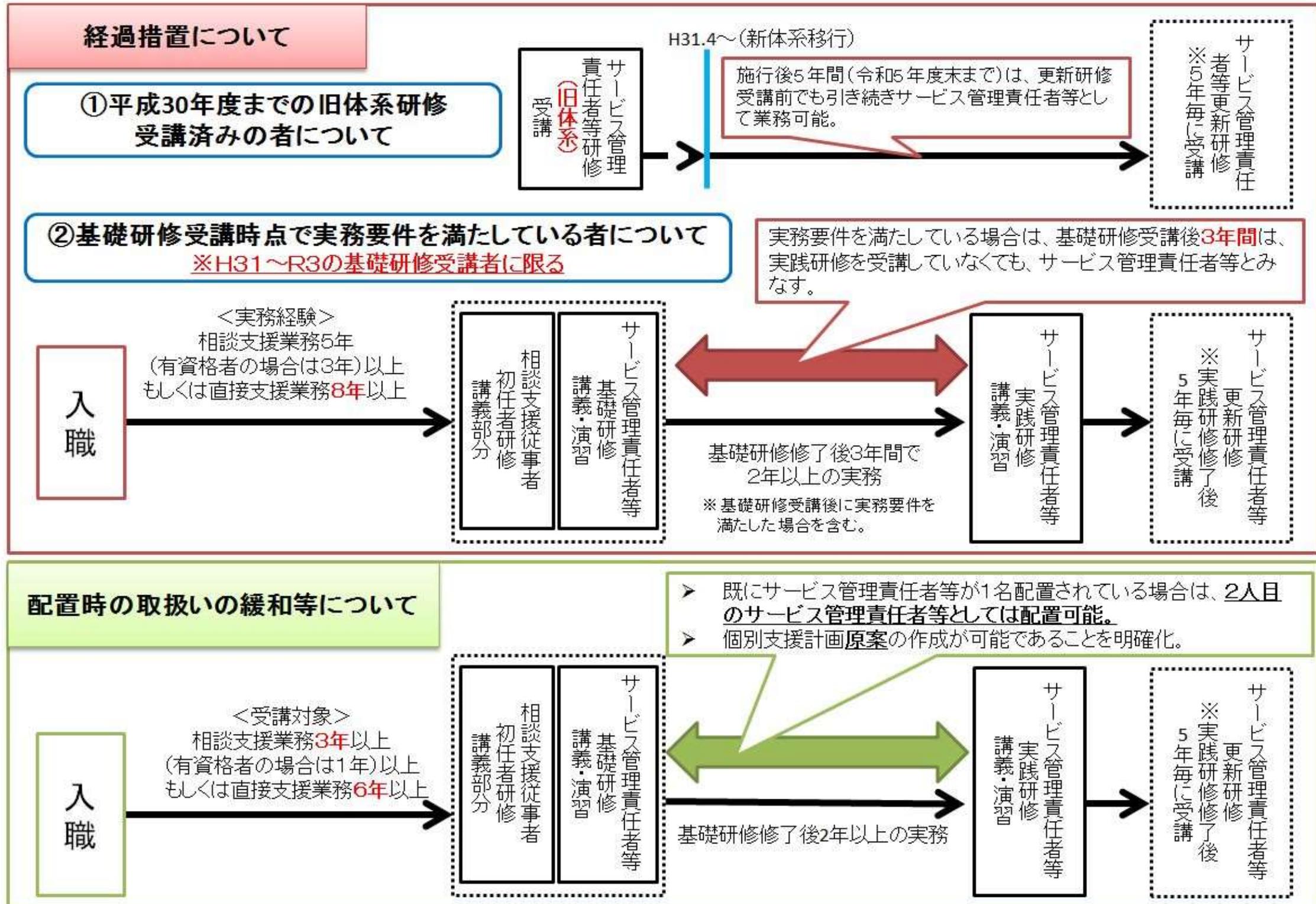
- ・実践研修: 過去5年間に2年以上の相談支援又は直接支援業務の実務経験がある
- ・更新研修: ①過去5年間に2年以上のサービス管理責任者等の実務経験がある
又は②現にサービス管理責任者等として従事している

※ 令和5年度末までは、カリキュラムを一部割愛し、6時間程度の内容で実施することが可能

【新規創設】 専門コース別研修(任意研修)

旧体系(平成30年度まで)	新体系(平成31年度から)
①実務経験の一部緩和	
<ul style="list-style-type: none"> ○直接支援業務 10年 ○実務経験を満たして研修受講 <ul style="list-style-type: none"> ・相談支援業務 5年 ・直接支援業務 10年 ・有資格者による相談・直接支援 3年 	<ul style="list-style-type: none"> ○直接支援業務 8年 ○実務要件が2年満たない段階から基礎研修を受講可 <ul style="list-style-type: none"> ・相談支援業務 5年 → 3年 ・直接支援業務 8年 → 6年 ・有資格者による相談・直接支援 3年 → 1年
②配置時の取扱いの緩和	
<ul style="list-style-type: none"> ○研修修了後にサービス管理責任者として配置可 ○個別支援計画原案はサービス管理責任者等のみ作成可 	<ul style="list-style-type: none"> ○既にサービス管理責任者が1名配置されている場合は、基礎研修修了者は、2人目のサービス管理責任者として配置可 ○実務経験が2年満たない基礎研修修了者も個別支援計画原案の作成可
③研修分野統合による緩和	
<ul style="list-style-type: none"> ○サービス管理責任者の各分野(介護、地域生活(身体)、地域生活(知的・精神)、就労)、児童発達支援管理責任者別に研修を実施 <ul style="list-style-type: none"> ・修了した分野のみ従事可 	<ul style="list-style-type: none"> ○全分野(児童発達支援管理責任者を含む)のカリキュラムを統一し、共通で実施 <ul style="list-style-type: none"> ・全分野のサービスに従事可 ・平成30年度までのサービス管理責任者研修の既受講者は、共通カリキュラムの修了者とみなす

サービス管理責任者等の研修見直しに伴う経過措置及び配置時の取扱いの緩和等について



サービス管理責任者・児童発達支援管理責任者の配置が必要な事業所の皆様

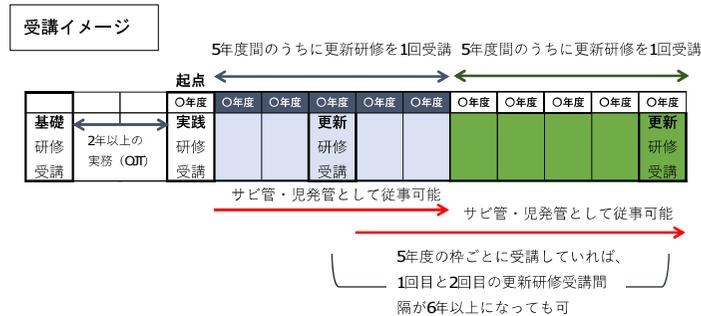
研修についてのお知らせ<両面ともご覧ください>

1 サービス管理責任者・児童発達支援管理責任者になるためには

○サビ管・児発管になるためには、研修を修了していることと実務経験が満たされていることの2つの要件が必要です。どちらか一方だけでは従事することができません。

○研修の要件については、令和元年度に研修制度が改正され、サビ管・児発管になるためには、基礎研修修了後2年以上の実務経験（OJT）を積み、**実践研修を修了しなければ研修の要件は満たされなくなりました。基礎研修の修了だけでは従事することはできません。**

また、継続して従事するためには、実践研修受講の翌年度から起算して5年度間毎に1回更新研修を受講しなければなりません。



2 経過措置について

○平成30年度までのサビ管・児発管研修及び相談支援従事者初任者研修（2日課程）の修了者

- ・令和5年度までは引き続きサビ管・児発管として業務可能
- ・令和6年度以降も業務を継続するには、令和5年度までに更新研修の受講が必要

※令和5年度までの1回目の更新研修の受講にあたってのみ、実務経験要件（過去5年間に2年以上のサビ管等の実務経験又は現にサビ管等に従事）は不要

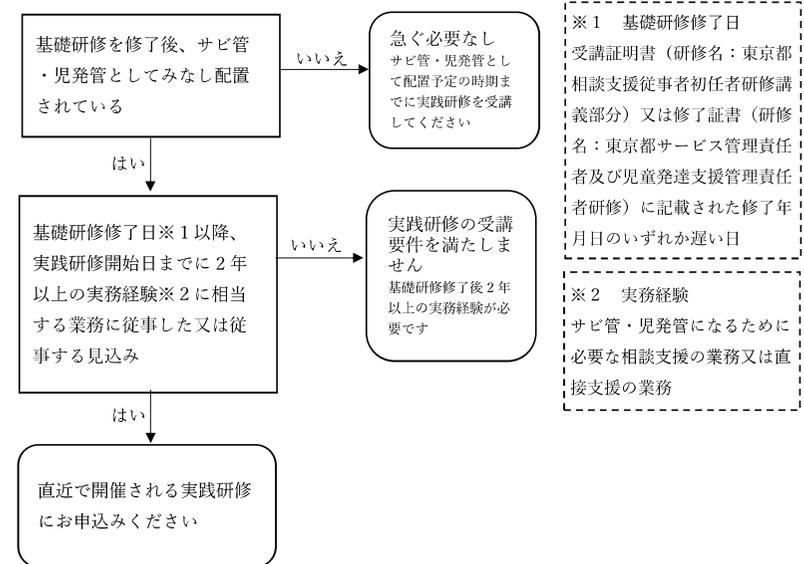
※令和5年度までに更新研修を受講しなかった場合は、令和6年度以降に実践研修を修了することにより、再度サビ管・児発管として配置可能（この場合は実践研修受講のための2年以上の実務経験要件は不要）

○【参考】令和元年度から令和3年度までの基礎研修の受講者（令和4年度以降の研修受講者は該当になりません。）

基礎研修修了時点でサビ管・児発管としての実務経験を満たしている場合は、基礎研修修了後3年間に限り、実践研修を受講してなくてもサビ管・児発管の要件を満たしているとみなします。（基礎研修修了後に実務経験を満たした場合を含む。また、実践研修の受講にあたっては基礎研修の修了後に2年以上の実務経験が必要）

3年間の経過措置期間が終了する前に実践研修を修了しなければ、サビ管・児発管として継続して従事することができません。適切な時期に受講できない場合は、従事できない期間が生じる可能性があるため注意が必要です。

実践研修受講時期 確認チャート



問合せ先
東京都心身障害者福祉センター
地域支援課 地域支援担当
電話：03-3235-2954
FAX：03-3235-2957

サービス管理責任者等研修制度の変更点のポイント

詳細は東京都障害者サービス情報をご確認ください
<https://www.shougai Fukushi.metro.tokyo.lg.jp/>

※「サービス管理責任者等」とは、サービス管理責任者及び児童発達支援管理責任者をいう。以下同じ。

① 実践研修の受講に係る実務経験（OJT）について

- 現行制度上、**実践研修の受講にあたって必要な実務経験A**(OJT)については、基礎研修修了後「2年以上」の期間としており、これを原則として維持しつつ、一定の要件を充足した場合には、例外的に「6月以上」の期間で受講を可能とする。

【要件】 ※①～③を全て満たす必要あり

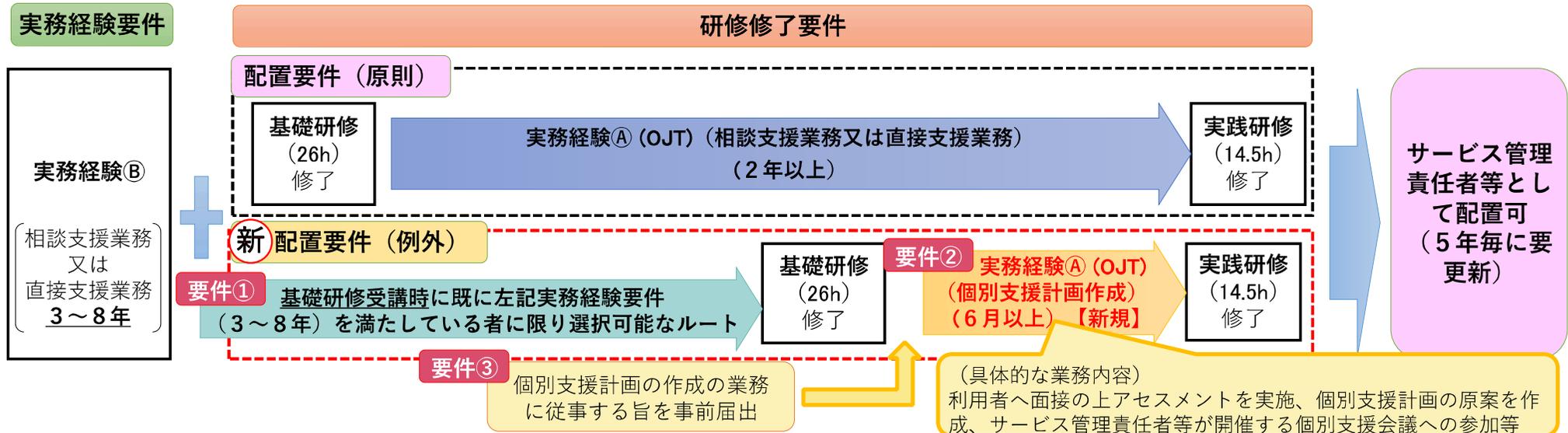
① **基礎研修受講時**に既にサービス管理責任者等の配置に係る**実務経験要件B**（相談支援業務又は直接支援業務3～8年）を満たしている。

② 障害福祉サービス事業所等において、**個別支援計画作成の業務**に従事する。（具体的には以下のいずれかのとおり）

- サービス管理責任者等が配置されている事業所において、**個別支援計画の原案の作成までの一連の業務**（※）を行う。
- やむを得ない事由によりサービス管理責任者等を欠いている事業所において、サービス管理責任者等とみなして従事し、個別支援計画の作成の一連の業務**を行う。

（※）利用者へ面接の上アセスメントを実施し、個別支援計画の原案を作成し、サービス管理責任者が開催する個別支援会議へ参加する等。

③ 上記業務に従事することについて、指定権者に**届出**を行う。



10 グループホームの建物及び設備基準等のポイント

1 土地・建物の形態

- グループホームは主に、自己所有または賃貸の土地・建物を使用して運営します。
- 法人の自己所有物件を使用してグループホームを運営する場合は、法人が当該物件を確実に所有しているか確認するため、指定の際には、登記事項証明書を提出していただきます。賃貸物件を使用する場合は、賃貸借契約書の写しを提出していただきます。
- ※ 法人の理事長が個人として所有する物件を法人が借りる場合等、法人と所有者との利益が相反する事項については、特別代理人を選任しなければならない可能性があります。詳細は法人所轄庁にお問合せください。

① 立地

グループホームに使用する建物の立地については、利用者に対して、家庭的な雰囲気の下、日常生活上の援助や介護を提供するとともに、地域との交流を図ることによる社会との連帯を確保する観点から、以下の条件が求められます。

- 入所施設や病院の敷地内ではないこと
- 住宅地又は住宅地と同程度に家族や地域住民との交流の機会が確保される地域にあること

グループホームは地域に設置された住まいであり、施設ではありません。そのため、グループホームの同一敷地内又は隣地に立地する建物に日中活動の事業所がある場合は、原則として利用者は当該日中活動の事業所には通わないようにするなどの配慮が必要です。

② 建物

グループホームは、一戸建て住宅、マンション・アパート等を使用して事業を行います。グループホームの趣旨を踏まえ、利用者が地域の中で家庭的な雰囲気の下、共同して暮らせる環境作りなどに配慮しましょう。ワンルームタイプのマンション・アパートなど複数の住戸を1つのグループホームとして使用する場合は、特に配慮が必要です。

2 建築関係法令

○建物用途、壁の耐火構造、消防設備や避難経路、排煙設備、非常用照明、階段の構造などは、建築基準法や関係条例

(例：建築安全条例、東京都バリアフリー条例、福祉のまちづくり条例)等の関係法令に適合していなければなりません。

○既存物件を障害福祉サービス事業所として使用するには、用途変更の手続きが必要となる場合があります。無届けの増築がされていたり、建築確認済証や検査済証等の建築確認書類が揃っていなかったりすると、用途変更の手続きができない場合があります。特に賃貸物件については、事前に貸主や建築事務所等と打ち合わせを行い、当該建物で確実に事業が運営できるかを確認してください。

○用途変更の申請手続きが不要な場合でも、現況が関係法令等に適合するよう対応していただく必要があります。

(GHの場合、建築基準法上の「寄宿舍」要件の充足を求められます。)

○これら建物に関することについては、当該地区を所管している建築主事にご相談ください。相談の際には、必ずグループホームを開設することを説明した上で指導を受けてください。

なお、新規でグループホームを開設する場合や、ユニットを増設する場合等には、建物の状況等について確認させていただきます。

※ 建築基準法の相談窓口 <https://www.toshiseibi.metro.tokyo.lg.jp/kenchiku/kijun/index.html>

3 設備基準

- 各グループホームには、原則として、居室、居間・食堂(交流スペース)、風呂(浴槽付)、トイレ、洗面所、台所等日常生活を送る上で必要な設備を設ける必要があります。(おおむね利用者5人に風呂1つを目安と考えます)。
- グループホームの配置、構造及び設備については、利用者の障害特性に応じて工夫されたものでなければなりません。
- 交流スペースの広さは、原則として利用者及び従業員が一堂に会するのに十分な広さを確保してください。
- 風呂やトイレは、利用者の数を考慮し必要十分な数を設置するようにしてください。
- 各居室は、他の居室と明確に区分されている必要があるため、単にカーテンや簡易なパネル等で室内を区分しただけでは居室と認めることはできません。居室の入り口以外の場所がふすま等で区切られている場合、開かないようにするなどの配慮が必要です。また、各居室に押入れやクローゼット等が無い場合は、タンスなどの収納備品を用意してください。なお、各居室の入口に鍵を設置することは義務づけられてはいませんが、利用者の支援上必要がある場合などには設置を検討してください。各居室の定員は、原則1人です。
- 居室の面積は、収納スペースを除き7.43㎡(内法での計測)以上が必要です。1Kタイプの場合は、浴室や脱衣所、トイレ、玄関、廊下などのスペースは、居室の面積に含まれません。居室内に設置するベッドなどのスペースは、居室面積に含んでも構いません。
- 4.5畳はおおむね7.43㎡といわれていますが、建物によっては、これを下回ることもありますので、注意が必要です。指定基準はあくまで7.43㎡です。
- グループホームとして利用する建物については、障害者総合支援法関連法令以外にも、建築や消防等各法令の基準を満たしている必要があります。そのため、所管の建築主事及び消防署などで、建物の図面等を確認するのですが、「窓先空地」や「二方向避難」など図面だけでは判断が難しい部分もありますので、注意が必要です。場合によっては、居室の窓から外の状況について写真等を使って、ご説明していただくこともあります。

4 防災対策

① 消防用設備

消防法改正により、平成27年度より重度の障害者が一定以上入居するグループホームにおいては、原則スプリンクラーなどの消防用設備の設置が義務付けされました。消防法令上必要となる消防用設備等については、所管の消防署の指示に従ってください。なお、新規でグループホームを開設する場合や、ユニットを増設する場合等には、消防署への相談内容を記載していただく様式(関係機関相談状況確認書)を提出していただきます。

② 消防署の指導と地域との交流

グループホーム開設の際には、事前に所管の消防署に相談していただくこととなりますが、運営を開始した後でも、防災についてのアドバイス等を受けるなど、地元消防署と協力体制を構築していくことが求められます。

また、防災については、地域一丸となって取り組むことも重要となるため、日頃から地域の防災訓練や自発的活動等に積極的に参加するなど、できるだけ地域への貢献や交流を図ることが望まれます。

※ 建築主事や消防署と相談する際には、適切な指導を仰ぐために、物件にはどのような利用者が入居し、物件の中でどのような事業を行うのかについて、事業計画に沿って、説明してください。

5 耐震基準

昭和56年に、建築基準法の耐震基準が変更されました。グループホームを指定するに当たり、旧耐震基準の建物か新耐震基準の建物かを確認させていただくため、新規でグループホームを開設する場合や、ユニットを増設する場合等には、「グループホームにおける耐震化に関する調査票」を提出していただきます。

なお、都では「未来の東京」戦略及び「東京都耐震改修促進計画」において、社会福祉施設等の耐震化率を令和12年度までに100%とする目標を設定しています。そのため、今後グループホームを設置する際には、新耐震基準の建物を活用していただきますようお願いいたします。

キーワード解説

●常勤

指定障害福祉サービス事業所等における勤務時間が、当該指定障害福祉サービス事業所等において定められている常勤の従業者が1週間に勤務すべき時間数(1週間に勤務すべき時間数が32時間を下回る場合は32時間を基本とする)に達していることをいう。

●常勤換算

事業所の従業者の勤務延時間数を当該事業所において、常勤の従業者が勤務すべき時間数で除することにより、当該事業所の従業員の員数を常勤の従業者の員数に換算する方法のこと。(算出にあたっては、小数点以下第2位を切り捨てる)

●ユニット

居室及び居室に近接して設けられ、相互に交流を図ることができる設備により、一体的に構成される生活単位

留意点1 ユニットの入居定員は、2人以上10人以下とする。

留意点2 居室のほか、利用者が相互交流を図ることができる居間、食堂等の設備を設ける。

留意点3 居室の定員は1名。ただし、夫婦等で希望のある場合は2名でも可。事業者の都合で、一方的に2人部屋にすることは認められない。

留意点4 居室の面積は、内法で7.43平方メートル(約4.5畳)以上。収納設備は別途確保する。

留意点5 居室は、廊下、居間等につながる出入口があり、他の居室とは明確に区分されていること。

単にカーテンや簡易なパネル等で室内を区分しただけと認められるものは含まない。

●共同生活住居

複数の居室に加え、居間、食堂、便所、浴室等を共有する1つの建物をいう。

共同生活住居には、1以上のユニットを設けるものとする。

●障害支援区分

障害者等の障害の多様な特性その他心身の状態に応じて必要とされる標準的な支援の度合を総合的に示すもの

非該当・区分1～区分6までの7段階があり、区分6は必要とされる支援の度合いが一番大きい状態とされる。